## 島根県松くい虫被害対策事業実施要領

最終改正 令和4年4月1日森第14号

#### 第1 趣 旨

空中散布等の予防措置と伐倒駆除等の駆除措置を効果的に組み合わせて実施することにより、松くい虫被害のまん延を防止し、森林の持つ各種公益的機能の確保を図り、もって国土の保全に資する。

#### 第2 事業の実施方針

松くい虫被害対策事業は、高度公益機能森林等及び地区保全森林等において、森林病害虫 等を駆除し、及びそのまん延を防止するため総合的計画的に実施するものとする。

#### 第3 事業の内容及び対象経費

松くい虫被害対策事業の防除方法、事業の内容及び補助対象経費の内容については、別表のとおりとする。

### 第4 経費の負担

前第3の事業を実施する者は、県が交付する補助金と事業費の差額を負担しなければならない。

#### 第5 事業計画書の提出

前第3の事業を実施する者は、別に定める事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

### 第6 設計審査

補助事業者は、防除方法別の実施設計書を作成したときは速やかに提出し、審査を受けるものとする。

#### 第7 薬剤の使用基準

前第3の事業において使用する薬剤は、知事が別に定める場合のほか、次によるものとする。

- (1)薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とする。
- (2)薬剤の散布量は、農薬登録において定められた使用量に基づき病害虫等の種類又は被害量の状況等に応じて調節すること。

#### 第8 書類等の提出先

事業実施にあたり、補助事業者が提出する書類の提出先は、所轄の支庁長又は農林水産振 興センター所長に提出するものとする。

### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が 別に定めるところによるものとする。

# 別表

	防除	方 法		事業の内容	補助対象経費の内容		
空	中	中 散 布		市町村等が自主事業として行う	散布作業並びに薬剤調達及び薬剤		
				空中散布	積込作業の委託に要する経費		
					散布作業の円滑実施に必要な付帯		
					作業に要する経費		
被	害 防	止 対	策	空中散布に伴う他産業及び周辺	賃金、報償費、需用費、役務費、		
				への事前対策	委託料、使用料及び賃借料		
地	上	散	布	市町村等が自主事業として行う	薬剤調達及び散布作業の委託もし		
				地上散布	くは直営による実施に要する経費		
樹	幹	注	入	市町村等が行う松の生立木への	薬剤調達及び注入作業の委託もし		
				樹幹注入剤の施用	くは直営による実施に要する経費		
伐	倒	駆	除	市町村等が自主事業として行う	伐倒駆除作業の委託もしくは直営		
				伐倒駆除	による実施に要する経費		
特	別 伐	倒 駆	除	市町村等が自主事業として行う	特別伐倒駆除作業の委託もしくは		
				特別伐倒駆除	直営による実施に要する経費		
防	除推立	進 員 設	置	市町村の被害対策に資するため	防除推進員の活動に要する人件費		
				の防除推進員の設置			
作	業 i	道 整	備	市町村等が松くい虫防除関連事業	作業道整備の委託もしくは直営によ		
				の効率化・低コスト化に資するた	る実施に要する経費		
				めの作業道の整備			

防	除方法	薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
空中散布	一般散布 普通	MEP80	h a	2 リットル	15倍	3 0 リットル	2
				10/6	1 8		
	重ね				3 6	3 0 × 2	
	カーテン散布				3 6	6 0	
	ガンノズル散布				1 4 4	2 4 0	
	スポット散布		箇所		8 0	20. 67	
						(9. 42)	
	微量散布	NAC40	h a	6 (7)	原液	6 (7)	
	一般散布 (普	ME P 23. 5	h a	1 2	2.5	3 0	1
	MC 通)						
	カーテン散布				5	6 0	
	ガンノズル散				1 5	180	
	布				2 0	2 4 0	
地上散布		MEP80	本	(H/10)2×3/180	180		2
		NAC 5 0		$(H/10)2 \times 3/25$	2 5	(H/10)2×3	1
		プロチオホス35・		(H/10)2×3/150	1 5 0	樹高に応じ	1
		ピリダフェンチオン15				設定	
		アセタミプリド20		(H/10)2×3/1000	1000		2
伐倒駆除	油剤散布	MEP0. 7		1 0	原液	1 0	1
		MPP0. 67					
		プロチオホス0.67					
		MEP40		1/6	6 0		
	くん蒸	カーバム50		1	原液	1	
		カーバームナトリウム塩液剤30					

## 表1 (事業における薬剤の使用基準)

No. 2

防	除	方	法	薬剤成分及び比率	単位	1回当原液量	希釈倍率	散布液量	回数
樹幹注入				塩酸レバミゾール 4					
				塩酸レバミゾール8	協議により設定				
				酒石酸モランテル8					
				メスルフェンホス50					
				ネマデクチン3.6					
				エマメクチン安息香酸塩4					
				エマメクチン安息香酸塩2					
				ミルベメクチン2					